

平成 25 年度第 2 回  
三木市商店振興協議会  
配付資料

目 次

- 参考資料 1 高砂市商業の活性化に関する条例  
参考資料 2 三木市都市計画区域図

○高砂市商業の活性化に関する条例  
平成 23 年 12 月 26 日高砂市条例第 27 号  
高砂市商業の活性化に関する条例

(目的)

**第 1 条** この条例は、商業の活性化が地域全体の発展に果たす役割の重要性に鑑み、商業の活性化に関する基本理念その他基本的な事項を定めることにより、市の商業に関わる全ての者が協働して商業の基盤の強化と健全な発展の促進を図り、もって市民生活の向上と良好な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において、小売業、サービス業等の商業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 大型店 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する事業協同組合その他の小売業者等の団体のうち、市内において事業又は活動を行うものをいう。
- (4) 地域経済団体 市内をその区域とする商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所その他市の商業の発展を目的とする市内の団体をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人並びに市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

**第 3 条** 商業の活性化は、事業者自らの創意工夫と自助努力により実現されることを基本とし、事業者、商店会、地域経済団体及び市が協働し、市民の理解と協力を得ながら行うものとする。

(事業者の役割)

**第 4 条** 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たすものとし、商店会、地域経済団体又は市が行う商業の活性化を図るための施策（以下「商業活性化施策」という。）に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、経営に関わる情報の収集及び他の事業者との交流を図るとともに、商店会、地域経済団体等に参加するよう努めるものとする。

(大型店を営む事業者の役割)

**第5条** 大型店を営む事業者は、前条に規定するもののほか、当該店舗に期待される社会的責任の重要性を認識して、地域社会に貢献するための活動を行うよう努めるものとする。

(商店会の役割)

**第6条** 商店会は、市民の需要に基づき、会員が相互に連携して商業の魅力の向上に努めるものとする。

- 2 商店会は、それぞれの立地の特性に基づき、コミュニティの核としての社会的責任を認識して、安心かつ安全で豊かな地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 3 商店会は、事業者の加入の促進及びその組織基盤の強化を図るとともに、相互に連携するよう努めるものとする。
- 4 商店会は、商業活性化施策を自ら行うとともに、地域経済団体又は市が行う商業活性化施策に協力するよう努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

**第7条** 地域経済団体は、それぞれの設立の目的に基づき、商業に関する調査研究並びに相談及び指導の実施、組織基盤の強化等を図ることにより、事業者及び商店会に対する支援を積極的に行うものとし、市その他の関係機関と連携して商業の活性化に努めるものとする。

(市の役割)

**第8条** 市は、基本理念にのっとり、商業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、商業活性化施策の推進に当たっては、国、県、事業者、商店会、地域経済団体その他関係機関と連携するものとする。

(市民の理解と協力)

**第9条** 市民は、商店会、地域経済団体又は市が行う商業活性化施策について理解し、及び協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

**第10条** 市長は、商業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画等に即して、商業活性化施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、商業活性化施策の目標、方針、方策等について定めるものとする。

- 3 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、事業者、商店会、地域経済団体及び市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、商業を取り巻く社会経済状況の変化又は新たな需要に対応するため、基本計画に検討を加え、変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。





